

返戻金制度

紹介した候補者が入社後、候補者本人の責による解雇、又は候補者本人都合による退職に至った場合、以下に定める期間に応じた割合に基づき支払われた人材紹介手数料を返還する

入社後 1 か月以内の場合	:	人材紹介手数料の 60%
入社後 1 か月超 3 か月以内の場合	:	人材紹介手数料の 30%
入社後 3 か月超 6 か月以内の場合	:	人材紹介手数料の 10%